

3 . コピーガード外しの規定

例えばテレビゲームのソフトなどには、通常コピーガードが掛けられており、私的使用目的の複製と言えども物理的に不可能にするようにしていますが、このコピーガードを回避する装置が販売されたりもしています。

平成 11 年に著作権法が一部改正され、コピー・プロテクション等の技術的保護手段の回避装置への規制措置が導入されました。

つまり、第 120 条の 2 という規定を新設して、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置やプログラムの複製物を、公衆に「譲渡」し、「貸与」し、公衆への譲渡又は貸与を目的として「製造」・「輸入」・「所持」し、「公衆の使用に供し」、あるいはそのようなプログラムを「公衆送信」又は「送信可能化」した者に対して、刑事罰を科すこととしています。また、公衆の求めに応じて「業として技術的保護手段の回避を行った者」も同様に処することとしています。

そして、私的使用目的の複製を行う場合においても、技術的保護手段の回避により可能となった複製を、その事実を知りながら行う場合には、許容されないものとされました（第 30 条第 1 項第 2 号）。ただし、このような複製を行う者は、著作権を侵害した者として民事上の責任を負うものの、刑事上の責任については除外されています（第 119 条第 1 号括弧書）。

私的使用目的といえども、コピーガードを回避して複製するようなことはしないよう、児童・生徒に指導する必要があります。